

# 令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、配合飼料価格の高騰等により経営に大きな影響を受けた畜産経営者の経営継続を支援するため、予算の範囲内において、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、次の者とする。

- (1) 一般社団法人愛媛県配合飼料価格安定基金協会
- (2) JA全農くみあい飼料株式会社
- (3) 愛媛県酪農業協同組合連合会
- (4) 日本養鶏農業協同組合連合会

## (事業の内容等)

第3条 本事業は、事業主体が、配合飼料価格の高騰を受け、飼料コスト低減や収益確保に向けた取組みの実施により経営体質の改善を行う畜産農家(以下「取組農家」という。)に対し、取組推進費を交付するものとする。

ただし、事業に参加する取組農家は、経営継続の意欲を持ち、次の全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年度末まで畜産経営を継続する者であること
- (2) 配合飼料価格安定制度に継続加入する者であること
- (3) 飼料コストの低減や生産性の向上等に係る取組みを1つ以上行う者であること

## (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助額は、別表のとおりとする。

## (事業計画の承認申請及び補助金の交付申請)

第5条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、実施計画承認申請及び補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(事業計画の承認及び補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、事業計画を承認するとともに必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知をするものとする。

(補助事業の変更交付申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 取組農家の追加及び削除
- (2) 補助金額の変更

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内に、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第5号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱に違反したとき又は補助事業に関し不正があったとき  
(2) 補助金交付の条件に違反したとき

(3) 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき  
(4) 補助事業の実施が著しく不適当と認めるとき  
(5) その他、知事が必要と認めるとき

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則（令和7年12月26日付7畜第866号）

1 この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

別表

補助対象経費	補助額
1 取組推進費の交付 事業主体が取組農家に対して取組推進費を交付するのに要する経費	定額 (取組農家毎の配合飼料価格安定制度における令和7年度の契約数量に1トン当たり400円を乗じた額を上限とする。)
2 事務費 事業主体が1の事業の執行に要する事務経費	定額

様式第1号（第5条関係）

令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業実施計画承認申請  
及び補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

令和7年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、事業計画の承認及び補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

(別紙)

令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業実施計画（実績報告）

1 事業の目的

2 畜産配合飼料価格高騰対策支援事業計画（実績報告）及び負担区分

(1) 事業総括表

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 取組推進費の交付				
2 事務費				
合 計				

3 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算（精算）額	備考
県補助金		
その他の		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算（精算）額	備考
1 取組推進費の交付		
2 事務費		
合 計		

4 事業完了予定日（事業完了日） 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業内容一覧表

(2) 取組農家申請書

(3) その他、知事が必要と認めた書類

※既に承認を受けた内容から変更がない場合は、添付書類を省略することができるものとする。

(別添 1)

令和 7 年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業内容一覧表

1 取組農家

単位：t、円

No.	取組農家名	対象数量	事業費	(負担区分)	
				県補助金	その他
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合計					

※ 県補助金は、対象数量×別表の補助単価を上限（小数点以下、切り捨て）とする。

※ 1枚に収まらない場合は、行を追加するか別様とすること。

※ 各取組農家の対象数量の欄に記載した数量を証する書類（数量契約書など）の写しを添付すること。

## 2 事務費

単位：円

費目	事業費	負担区分		積算基礎
		県補助金	その他	
合計				

※ 「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料等とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

(別添2)

## 令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業取組農家申請書

(事業主体の長) 様

住所 ※自署または記名・押印すること  
氏名 ※法人の場合は、法人名・代表者名を記載のこと

私は、令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金の交付を申請したいので、以下の事項を届出ます。

### 1 基本情報

畜種区分	<input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 豚 <input type="checkbox"/> 採卵鶏 <input type="checkbox"/> 肉用鶏
農場地	

※ 農場地は市町名まで記載のこと

### 2 事業要件等チェック表（第3条）

チェック欄	要 件 等
<input type="checkbox"/>	(1) 畜産配合飼料価格高騰対策支援事業を申請するにあたり、配合飼料価格安定基金事業に関する契約数量等の個人情報について、愛媛県が利用することに同意します。
<input type="checkbox"/>	(2) 令和8年度に畜産経営を継続します。
<input type="checkbox"/>	(3) 配合飼料価格安定制度に継続加入します。
<input type="checkbox"/>	(4) 飼料コストの低減や生産性の向上等に係る取組を1つ以上行います。 (*取組内容を以下に記載してください。)
※右に取組内容を記載の上でチェックのこと	

様式第2号（第7条関係）

令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった畜産配合飼料価格高騰対策支援事業を下記のとおり変更したいので、令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

(注) 記以下は様式第1号を準用する。ただし、「1 事業の目的」は、「1 変更の理由」に変更し、記載のこと。

(注) 変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付資料は、実施計画承認申請及び補助金交付申請書（様式第1号）に添付したものから変更があった場合、変更後のものを添付すること。

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第3号（第8条関係）

令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった畜産配合飼料価格高騰対策支援事業を中止（廃止）したいので、令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

（注）押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第4号（第9条関係）

令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった畜産配合飼料価格高騰対策支援事業の実績について、令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき報告します。

記

(注) 記以下は様式第1号を準用する。

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第5号（第11条関係）

令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金精算払請求書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった畜産配合飼料価格高騰対策支援事業について、令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

¥ \_\_\_\_\_

【内訳】

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)

様式第6号（第13条関係）

令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
事業主体の長 印

年 月 日付け愛媛県指令 畜第 号で補助金交付決定の通知があった畜産配合飼料価格高騰対策支援事業について、令和7年度愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

¥ \_\_\_\_\_

【内訳】

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

【概算払を必要とする理由】

(注) 押印を省略する場合は下記に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者を提出すること。なお、その場合は、本様式の印の文字を削除するものとする。

本件責任者	(職氏名・連絡先)
事務担当者	(職氏名・連絡先)